

2022年5月26日

各 位

会 社 名 データセクション株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 CEO 林 健 人  
(コード番号：3905 東証グロース)  
問い合わせ先 取締役 CFO 望 月 俊 男  
TEL. 03-6427-2565  
050-3649-4858

**取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての  
新株予約権に関する報酬額及び内容に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬額及び内容について、2022年6月28日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

役員報酬制度を見直し、今まで以上に、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、当社の取締役（社外取締役を除く。）が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで当社取締役の企業価値向上へのインセンティブを高めることにより、当社グループの健全な経営を推進していくことを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額を1株当たり1円とする株式報酬型ストック・オプションとして、以下に定める内容の新株予約権を無償で発行するものであります。

このように、当該新株予約権は、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、ストック・オプションとして付与されるものであることから、当該報酬の内容は相当であるものと考えております。

II 議案の内容（本制度における報酬等の額及び内容）

1. スtock・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額

当社の取締役に対する報酬は、会社法第361条第1項に基づき、2014年9月26日開

催の臨時株主総会において、金銭報酬として年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とすることをご承認いただき、また、2019年6月27日開催の第19回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に、上記の報酬枠とは別枠で譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議頂いており、その総額は、年額80百万円以内と定められております。

このたび、上記のとおり当社グループの健全な経営を推進していくことを目的として、従来の金銭報酬及び上記の譲渡制限付株式報酬制度の額とは別枠にて、取締役（社外取締役を除く。）に対してストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額130百万円以内とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

当社の取締役に対してストック・オプション報酬として発行する新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価値に、割当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。ここでいうところの割当日における新株予約権1個当たりの公正価値の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

## 2. 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

### （1）新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限は、4,500個とする。

### （2）新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

- (3) 新株予約権と引換えに払い込む金額  
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。  
行使価額は、金1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
割当日から割当日後10年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
- (7) 新株予約権の行使の条件
  - ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
  - ② その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。
- (8) 新株予約権の取得に関する事項
  - ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
  - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（7）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。
  - ③ その他の新株予約権の取得に関する事項は、取締役会決議により決定する。
- (9) その他の新株予約権の募集事項  
その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以上